

濃尾平野、筑後・佐賀平野及び関東平野北部の地盤沈下防止等対策について

〔平成22年3月30日
地盤沈下防止等対策要綱に関する
関係府省連絡会議〕

1. 標記の地域においては、これまでの取り組みにより地下水位は上昇し、地盤沈下も沈静化の傾向に向かっている。
しかしながら、未だ地盤沈下の進行が認められる地域があることや渇水時の短期的な地下水位低下により地盤沈下が進行する恐れもあり、引き続き、以下の取り組みを推進することが必要である。
2. 地下水採取に係る目標量^(注)については、地盤沈下を防止し、併せて地下水の保全を図るために達成又は遵守されるべき目標として継続する。
(注) 地下水採取に係る目標量

関東平野北部	(保全地域)		年間	4.8億m ³
濃尾平野	(規制地域)		年間	2.7億m ³
筑後・佐賀平野	(規制地域)	佐賀地区	年間	6百万m ³
		白石地区	年間	3百万m ³
3. 渇水時の短期的な地下水位低下による地盤沈下の進行に対応するため、地下水の監視基準、地下水情報の共有化、沈下予測、対応体制等の地下水管理方策について調査・研究を推進する。
4. 調査・研究の推進にあたっては、国、関係地方公共団体等により構成される地盤沈下防止等対策推進協議会のより一層の活用を図る。
5. 国は、標記の地域において、深刻な地盤沈下の発生等の問題の兆候がみられた場合には速やかに必要な措置をとるものとする。
6. 関係府省連絡会議は、概ね5年毎に地盤沈下防止等対策等について評価検討を行う。